

議 事 録

会議名		第 128 回杉並区都市計画審議会
日 時		平成 16 年 (2004) 年 3 月 3 日 (水) 午後 3 時 ~ 5 時
出席者	委 員	〔学識経験者〕 黒 川・内 田・村 上・ . . . 石 川 〔区 民〕 田 木・徳 田・ 〔区議会議員〕 岩 田・河 津・島 田・藤 本・小 川・ 山 崎・斉 藤 〔関係行政機関〕 倉 知・高 松
	説明者	〔政策経営部〕 〔区民生活部〕 . 〔都市整備部〕 . 土木担当部長・建築担当部長・ 都市計画課長・まちづくり推進課長 拠点整備担当課長・住宅課長 土木管理課長・建設課長・交通対策課長・ 維持課長・公園緑地課長・緑化担当課長・ 建築課長・審査担当課長・生活道路整備課長 〔環境清掃部〕 .
傍 聴	申 請	7 名
	結 果	7 名
議事日程		<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 署名委員の指名 4. 傍聴委員の指名 5. 議題の宣言 6. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審議 <ol style="list-style-type: none"> ア. 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について イ. 東京都市計画都市再開発の方針の変更について ウ. 東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について エ. 東京都市計画防災街区整備方針の変更について (2) 報告 <ol style="list-style-type: none"> ア. 杉並区交通バリアフリー基本構想について イ. 放射第 5 号線にかかる答申等について 7. 事務局からの連絡 <ol style="list-style-type: none"> (1) 次回の開催予定 8. 閉会の辞

配布資料	郵送分 なし 席上配布 1．第128回杉並区都市計画審議会次第 2．配布資料一覧 3．杉並区交通バリアフリー基本構想について 杉並区交通バリアフリー基本構想について 杉並区交通バリアフリー基本構想について（冊子） ～誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境を めざして～ 4．放射第5号線にかかる答申等に付いて 放射5号線にかかる都市計画等について（参考資料）
------	--

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課長	<p>定刻となりましたので、開催をお願いしたいと存じます。本日は急な開催にもかかわらず、多数の方にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日は、委員、委員から所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。その他の委員の方々につきましては、ご連絡をいただいておりますが、遅れてお見えになる方もおられると思いますので、都市計画審議会委員21名のうち、現在14名の委員が出席されておられますので、第128回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。</p>
会 長	<p>それでは、ただいまから、第128回杉並区都市計画審議会を開催いたします。本日の会議記録の署名委員は、委員によろしくお願いいたします。次に、本日の傍聴の申出はいかがですか。</p>
都市計画課長	<p>本日の傍聴者でございますが、さん他5名の方から傍聴の申出がございましたので、ご報告いたします。</p>
会 長	<p>特に問題ないと思いますので、傍聴を許可してよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（委員の了承）</p>
都市計画課長	<p>それでは、最初に、議題の宣言を事務局よりお願いいたします。</p> <p>本日の議題につきましては、席上配付いたしました次第のとおりでございます。</p> <p>審議事項としまして、1つ目として「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」について、いわゆる東京都の都市計画マスタープランでございます。2つ目が「東京都市計画 都市再開発の方針の変更」について、3つ目が「東京都市計画 住宅市街地の開発、整備の方針の変更」について、4つ目が「東京都市計画 防災街区整備方針の変更」について、以上4件でございます。報告事項の1点目は「杉並区交通バリアフリー基本構</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

想」について、2点目が「放射第5号線に係る答申等」について、以上2件でございます。

審議事項であります議案1、2、3、4の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定をはじめ、都市再開発の方針の変更等の4件の議案につきまして、前回の都市計画審議会におきまして、資料として諮問文をお付けいたしました。審議時間の関係で説明することができませんでした。本日の都市計画審議会での諮問を受けて、答申を賜りますようお願い申し上げます。

資料につきましては、お手元の配付資料一覧の内容のとおりとなっております。説明に入る前にご確認いただきたいと存じます。

会 長

議事次第にありますように、議事(1)審議のア、イ、ウ、エの4つについては一括ということになりますが、よろしいですか。

(委員の了承)

それでは、最初に資料の説明をお願いいたします。

都市計画課長

審議事項の議案アは東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定、議案イは東京都市計画 都市再開発の方針の変更、議案ウは東京都市計画 住宅市街地の開発、整備の方針の変更、議案エが東京都市計画 防災街区整備方針の変更につきまして、まとめてご説明いたします。ご質問は説明後にまとめてお受けしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

これらの議案につきましては、東京都決定であり、東京都から平成15年11月12日付で意見照会の通知がございました。区の回答期限は3月4日となっております。東京都からの縦覧図書の送付を待って、東京都の公告、縦覧時期をあわせ、区への意見書の提出状況をみながら諮問するという、これまでの取扱いに基づき、前回の都市計画審議会での諮問ということで、資料をお出しいたしました。どうか本日の都市計画審議会での答申を賜りますようお願い申し上げます。

なお、配付しました資料は、東京都から送られてきた概要を基にして、区が作成したものと、都が作成した、それぞれの方針案の新旧対照表等から、区に関する部分を抜粋して編集したものでございます。

はじめに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定につきましてご説明いたします。表紙は「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東京都決定)」となっております。下には、資料としまして、案の概要と案の中の参考附図、参考資料としまして、都市計画法の改正と各方針の位置づけをお付けしてございます。

1頁は案の概要ですが、この資料につきましては、東京都が作成した概要を基に、杉並区に関係したものを加えて作成したということで、網掛け部分

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

が杉並区に特に関係があると思われる部分でございます。

1の策定の基本的考え方でございますが、4行目に「東京都の都市計画区域マスタープランは、東京の新しい都市づくりビジョン（以下、都市づくりビジョン）において明らかにした将来像の実現に向けて、政策誘導型の都市づくりの方向を都市計画に位置づけ、個別の都市計画を定める場合のよりどころとなる方針を示す」と書いてございます。最後の行に、「都市づくりの展開の方針を総合的に示すもの」という基本的な考え方が述べられております。

2の「法改正の趣旨」ですが、マスタープランとしての位置づけの明確化ということで、平成12年の法改正前は、市街化区域、市街化調整区域の区分を定める都市計画区域についてのみ「整備、開発又は保全の方針」、いわゆる「整・開・保」を定めることとされておりました。法改正後は、すべての都市計画は都市計画区域マスタープランに即して定められることが都市計画法に明記され、マスタープランとしての位置づけが明確になったものでございます。

この関係をわかりやすく説明しましたものが、「都市計画法の改正と各方針の位置づけについて」という参考資料でございます。平成12年の都市計画法の改正の趣旨が最初に書いてございます。法が改正されて、いわゆる「整・開・保」に代わって、すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランを定めることとなりました。また、従来、「整・開・保」の一部として記述しておりました「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発、整備の方針」、「防災再開発促進地区」などは独立した都市計画として、別途定めることとなりました。このように法改正により変わったことを、下の方に図解で概念図として示してございます。改正前は、「整・開・保」の中にこれらの方針が含まれておりましたが、法改正後は、それぞれ独立した都市計画として定められるようになったわけでございます。したがって、本日4つの議案が出ているわけでございます。

裏面は各方針の位置づけですが、に「都市計画区域について定められる個別の都市計画は、都市計画区域マスタープラン及び都市再開発方針等に即したものでなければならない」として「都市計画区域マスタープランと都市再開発方針等は、相互に関連する内容を含んでおり、整合を図りながら策定する必要がある」と述べられております。位置づけを、のような概念図で示したものが、下にある図解でございます。都市計画区域マスタープラン、いわゆる「都市マス」と都市再開発の方針、住宅市街地の開発、整備の方針、防災街区整備方針の4つがそれぞれ一体となって、区市町村のマスタープランと関係しております。連携してまちづくりが進められるという関

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

係が、この図で表示されております。それが、個別の都市計画の上位にあり、これらの方針に基づいて行われるということでございます。したがって、今日4つの議案を一体としてご審議いただくわけでございますが、これらは4つ関連しておりますので、一括してご審議いただくこととしたものでございます。

資料1頁、平成12年の法改正の趣旨の(2)ですが、改正前の「整・開・保」は、区域区分を定める都市計画区域を対象に定めることとされておりましたが、改正後はすべての都市計画区域を対象に都市計画区域マスタープランを定めることとなったものでございます。従来、「整・開・保」を定めていなかった島しょ部におきましても、今回は都市計画区域マスタープランを定めることになりました。都内の都市計画区域26区域につきまして、参考図1「東京の都市計画区域」として図面が付けてございます。ご覧のとおり、市街化区域、市街化調整区域が表示されております。今回は、島しょ部でも、都市計画を都市マスの中で定めることになったということでございます。

区部では、東京都市計画区域、多摩部では19都市計画区域となっております。時間の関係から、杉並区に関係のある部分を重点的にご説明いたします。2頁の(3)の都市計画区域マスタープランに定める事項として、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無、区域区分を定める場合は区域区分の決定の方針」、「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」を定めることになっております。

の「都市計画案の主な内容」ですが、第1「都市計画の目標」の「1. 基本的事項」として、4つが記載されております。目標年次は2025年(平成37年)区域区分につきましては、主要な都市施設等の整備目標年次が2015年(平成27年)となっております。2は都市づくりの目標と基本理念で、(1)の国際競争力を備えた都市活力の維持・発展他5つの項目が挙げられております。3が、東京がめざす広域的な都市の将来像で、東京を5つのゾーンに区分してございます。が「センター・コア再生ゾーン」、は「東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン」、は網掛けになっておりますので、杉並区が属しているゾーンで、「都市環境再生ゾーン」となっております。このゾーンの将来像として、安全な市街地の再生、健康で質の高い住環境の創造、水と緑の調和した魅力的な居住環境の形成が示されております。

は「核都市広域連携ゾーン」、が「自然環境保全・活用ゾーン」と5つのゾーンが設けられております。

4は東京都市計画区域の都市の将来像で、
、
の都市環境再生ゾーンは杉並区が属するゾーンの将来像でございます。「木造住宅密集地域の解消。居住環境と利便性に優れた市街地への再生。地区計画等を活用し、安全で良好な住環境を保全・形成。公共交通の利便性の高い地区等への機能集積

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

により拠点性を向上。都市計画区域内の地域像として、二子玉川や荻窪などは、交通結節点の機能を活かすとともに、計画的な開発により機能集積を進め、住宅、オフィス、商業等が織りなす魅力あふれる複合市街地として発展」といった将来像が記載されております。

第2に、区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針として、2015年における人口、市街化区域面積が示されております。第3に、主要な都市計画の決定の方針として、の「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」の1、主要用途の配置の方針といたしまして、「環状7号線の内側の地域では、低層及び低中層の住宅地としての環境を保全すべき地域を除き、原則として中高層住宅地として誘導する」、「住宅地では、自然的資源を活かすべき地域、低層住宅地の環境を維持・保全すべき地域など、地域特性に応じて、敷地面積規制、壁面の位置の指定などにより良好な市街地を形成」といった方針が明記されております。

「2.中核拠点の形成・育成の方針」としまして、杉並区に関わる部分が網掛けとなっております。荻窪を想定していただきたいと思っております。「交通結節点などを、幅広いサービスの提供できる広域的中立性を備えた生活拠点として育成」という記載がございます。4の市街地における良好な居住実現の方針として、5つの項目が挙げられております。「市街地再開発事業等による良好な住宅及び住宅地の供給」、「都営住宅のリホームや老朽マンションの建て替え支援等による良質な住宅の供給」、「耐震改修やバリアフリー化の促進と防犯機能の高い住宅への改良の普及」、「敷地面積最低限度規制や街区再編まちづくり制度の活用による細分化敷地の統合・再編」、「省エネルギー、宅地内緑化など、環境に配慮した住宅の普及・拡大」といった方針が示されております。

5の市街地におきまして、特に配慮すべき土地利用の方針として、区に関係がございますのは、(3)の居住環境の改善又は維持に関する方針として、「木造住宅密集地域では、街区再編まちづくり制度等を活用し、安全の確保と環境の向上を図る」、「土地区画整理事業を施行すべき区域では、土地区画整理事業その他の手法により公共施設を整備するとともに、農地などの環境資源を活かして良好な住宅地へ再生する」、(4)の市街区域内の緑地または都市の風致の維持に関する方針では、「周辺区部で、地区内に環境資源が残存する地区では、地区計画等を活用し、それらを保全・活用したまちづくりを推進する」、「良好な自然環境を有する土地は、自然的環境と調和した豊かな都市の風致を維持する」。

5の土地利用と都市基盤との調和に関する方針では、「幹線道路沿道について、市街地環境に配慮して、交通機能と調和した土地利用を誘導する」といった方針が記載されております。6は都市再生緊急整備地域における整備

発言者	発言内容
-----	------

の方針、7は市街化調整区域の土地利用の方針で、杉並区には直接関係ございません。

「都市施設に関する都市計画決定の方針」につきまして、A、交通施設の都市計画決定の方針としまして、1、基本方針、「環状メガロポリス構造の形成等のために必要な東京外かく環状道路、首都高速中央環状線、第二東京湾岸道路など骨格的な幹線道路の整備を図るとともに、計画的に鉄軌道の整備を推進する」、3つ目の点は「交通機関相互の乗り継ぎの円滑化、バリアフリー化の促進、歩行者ネットワークの形成などにより利便性や安全性の向上を図り、人にやさしい交通サービスの実現を図る」と基本方針が定められております。2の整備水準の目標は概ね20年後としております。

3は主要な施設の配置の方針としては、「首都高速中央環状線、東京外かく環状道路、第二東京湾岸道路などの整備により広域幹線道路ネットワークを構築する」。

4の主要な施設の目標として、概ね10年以内に整備する道路、鉄軌道等の主要なものが例示されており、「首都高速中央環状線及び東名自動車道以南を除く、東京外かく環状道路の完成」、「放射5、34号線、環状6、8号線の完成」ということで目標が明示されております。

Bは、下水道及び河川の都市計画の決定の方針でございます。Cは、その他主要な都市施設等の都市計画の決定の方針となっております。

「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針」として、基本方針の2つ目に「安全・安心の基盤となる緑地を形成する」と明記されております。4つ目の実現のための都市計画制度適用の方針として、「環境形成型地区計画や緑地保全地区等の制度の活用のほか、道路・河川の整備や市街地開発事業とあわせた緑地の整備などにより、自然的環境の整備・保全を図る」となっております。5つ目に主要な緑地の確保目標として、「東京臨海広域防災公園、上板橋公園、祖師谷公園など、概ね10年以内に整備する公園緑地」が例示されております。杉並区内では「都立の和田堀公園、区立の桃井中央公園、杉並南中央公園」が例示されております。

「都市防災に関する都市計画の決定の方針」につきまして、1の基本方針として、「骨格防災軸等の延焼遮断帯の形成、避難場所や避難道路の確保及びその周辺の安全性の向上。建築物の耐震・耐火性能の向上による面的防災性能の向上」といったものが明記されております。2が整備水準の目標で、概ね20年後とされております。

3の都市防災機能の配置の方針としまして、「道路・鉄道等の沿道の不燃化による延焼遮断帯の整備、避難場所の確保などにより、防災生活圏を形成し、面的防災性能の向上を図る」と記載されております。

4は実現のための都市計画制度適用の方針として、「道路、公園、河川な

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

どの施設整備、市街地再開発事業等による面的防災性能の向上、防災再開発促進地区、新たな防火規制区域の指定、都市防災不燃化促進事業、木造住宅密集地域整備促進事業の活用などにより防災性の向上を図る」と書かれております。5の都市防災機能の確保目標として、概ね10年以内に実施する対策が書かれてございます。

の「その他都市計画の決定に関する方針」として、Aの都市景観に係る都市計画に関する方針ということで、1の基本方針として、「東京全体の景観の骨格となる景観の軸において、景観に対する配慮や取組みを積極的に行う」とされております。2が都市景観の形成に関する方針で、「東京都景観条例などで示した景観基本軸や景観域を踏まえ、地区計画や絶対高さ制限を定める高度地区、緑地保全地区の指定などの都市計画手法などのほか、道路・河川・公園などの整備や市街地開発事業による街並み景観づくりを促進する」と書かれてございます。Bは省略させていただきます。

参考附図1は、都市計画区域のマスタープランの体系図を表したものでございます。東京都の中の都市マスの体系図が図解されております。参考附図2は環状メガロポリス構造の概略が示されております。参考附図3は東京の都市計画区域を表示したものでございます。参考附図4は土地利用構想図でございます。参考附図5は自然的環境の整備または保全の計画図、25年後の将来像となっております。参考附図5の2枚目は、都市づくりの進め方の概略的方向を示したものでございます。参考附図6は東京の主要な幹線道路網として、平成14年3月現在の主要な幹線道路網が表示されております。参考附図7は、東京圏の広域関連道路網が示されております。

参考附図8は東京圏の鉄軌道ということで、鉄道関係の構想も含めた鉄軌道が図示されております。参考附図9は、自然的環境の整備又は保全の計画図で、25年後の将来像が図示されております。参考附図10は環境保全系統図で、同じく参考附図10としてレクリエーション系統、景観構成系統の図面が添付されております。以上、都市計画のマスタープランにつきまして、特に杉並区に関係のあるところを中心にご説明いたしました。

引き続き、東京都市計画 都市再開発の方針につきまして、概略をご説明いたします。都市再開発の方針につきましては、資料1として、都市再開発の方針(案)の新旧対照表の中、東京都が作成した資料の中から抜粋したものの、資料2として方針の附図の抜粋が付けてございます。1頁は表紙で、「東京都市計画 都市再開発の方針 新旧対照表」とあります。目次は既決定分であり、見方としましては、本文を開いた右手が既決定、左手が変更部分で新旧対照となっております。3枚目からが新旧対照の形になっており、左側が変更案、右側が既にある「整・開・保」の中の都市再開発の方針に相当する部分でございます。

発言者	発言内容
-----	------

都市再開発の方針のポイントは4頁にある策定の目的で、都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランであり、都市づくりビジョンや都市計画区域マスタープランを実効性あるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものである。今後、この都市再開発の方針は、社会経済情勢の変化等に対応するため、都市計画区域マスタープラン等の他の方針の見直しや再開発の動向などを踏まえ、必要に応じて適切に変更するものとする」と基本的事項が書かれております。その下の印には注釈として、「この方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むものである」とございます。

8頁には、策定の考え方が述べられております。1の(1)には区域としまして、「計画的な再開発が必要な市街地は、都市づくりビジョンや都市計画マスタープランを実効性あるものとするため、計画的な再開発を行うことにより都市づくりビジョンで示したゾーン内の既成市街地のうち、都市全体の機能の回復、向上に貢献することとなる範囲とする」とございます。(2)が計画事業で、それぞれ再開発の目標、方針が書かれてございます。2は法の第2条の3、第1項第2号の関連としまして、地区の選定の考え方が述べられております。「1号市街地の中で、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(以下2号地区)の選定にあたっては、次のとおりとする」とし、2号地区の選定の考え方が述べられております。

1号地区、2号地区につきましては、10頁までに書かれておりますが、12頁の4に誘導地区と書かれてございます。「1号市街地のうち、2号または2項地区にいたらないが、都市づくりビジョンや都市計画区域マスタープランを実効性あるものとする上で、効果が大きく、また再開発が望ましいなどにより、今後、再開発の機運の醸成等を図り、再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区について、当該地区の概ねの位置及び整備の方向について定める」とございます。杉並区におきましては、いま述べました2号地区が9カ所、誘導地区が1カ所ございます。これは、後ほどご説明いたします。

14頁は、都市計画に定める事項についての解説でございます。20頁から別表があり、再開発が必要な市街地の計画事項と具体的な地区名が書いてございます。22頁には、杉並区が属する都市環境再生ゾーンについての考え方がまとめられており、再開発の目標等、土地の利用あるいは都市機能の更新に関する方針が書かれております。23頁は既存のものでございます。154

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

頁以降には、2号地区、いわゆる促進地区の整備又は開発の計画の概要が表で書かれています。杉並区における2号地区は、「杉1」と表示された蚕糸試験場跡地周辺地区、「杉2」と表示された気象研究所跡地周辺地区を含め、9つの地区がございます。それぞれの地区につきまして、地区の再開発の目標、位置づけ等々が表の中で述べられておりますが、基本的には従来のもものと変更はございません。

156 頁に「杉5」の宮前二丁目地区から「杉8」の天沼三丁目地区まで、158 頁に「杉9」の高井戸西一丁目地区が従前どおり2号地区として9つ掲げられております。282 頁は誘導地区で、高円寺北地区が記載されております。高円寺北地区の位置は、概ね杉並区の北東部、整備の方向は書いてあるとおりでございます。資料2は都市再開発の方針附図で、それぞれの地区ごとの全体地図、またはそれぞれの地区ごとの地図が添付されたものでございます。都市再開発の方針につきましては、以上でございます。

次に、住宅市街地の開発整備の方針につきまして、ご説明いたします。同様に、資料1と資料2に分かれており、資料1は東京都が作成した新旧対照表から抜粋したものでございます。杉並区におきましては、住宅市街地の開発整備の方針において、重点地区とするものが15地区ございます。これにつきましては、後ほどご説明いたします。資料2は、15地区ごとの附図で抜粋したものでございます。

資料1の新旧対照表の左側が変更案、右側が既決定となっております。先ほどの都市再開発の方針と同様、2頁から策定の目的等、効果、位置づけ、対象区域となっております。126頁には、住宅市街地の開発整備の方針の中で重点地区の整備又は開発計画の概要として掲げられている15地区につきまして、変更案、既決定の地区ごとにそれぞれ新旧対照ができるような形で記載されております。「杉1」は方南通り地区、「杉2」は環状7号線沿道地区で、以下、それぞれ地区ごとに15地区までございます。131頁の「杉12」の和田二丁目地区からが今回、新たに重点地区として15地区に加わったものでございます。132頁の「杉13」の和泉四丁目地区、「杉14」の桃井三丁目地区、「杉15」の阿佐ヶ谷団地地区の4地区が、重点地区として新たに住宅市街地の開発整備の方針で加わった地区でございます。それ以外の11地区につきましては、基本的に従来同様でございます。資料2は、それぞれの地区の総括図と図面でございます。

次の議案、防災街区整備方針も構成は同じでございます。防災街区整備方針としまして、資料1に東京都が作成した新旧対照表の抜粋、資料2にはそれぞれの地区の附図が付いております。防災街区整備方針につきましては、区内では天沼三丁目だけとなっております。資料1は新旧対照表の表紙、次頁は変更案の目次で、目次の新旧対照になっております。152頁に東京都市

発 言 者	発 言 内 容
	<p>計画 防災街区整備方針の基本的事項としまして、策定の目的、策定の効果、法的位置づけ等が記載されております。154 頁には策定の考え方があり、杉並区では、防災再開発促進地区としては 188 頁にあるように、天沼三丁目地区のみであり、この取扱いにつきましても、従前どおりで、基本的には変更した部分はありません。</p>
	<p>大変雑駁ではございますが、東京都の都市計画のマスタープラン、従来「整・開・保」の中にあったものが、都市計画として新たに都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備方針、防災街区整備方針として、今回議案として出させていただきましたもの、4 点をご説明いたしました。</p>
会 長	<p>前回の資料では、議案 4、5、6 となっております。何かご意見、ご質問があれば、お願いいたします。</p>
委 員	<p>都市計画区域マスタープランに関してですが、参考附図 7 は東京都の広域関連道路網で、主として高速道路が出ているかと思いますが、その中の多摩新宿線について、「今後整備を推進あるいは整備について検討すべき広域幹線道路」と書いてあります。これは杉並区を通る道路かと思いますが、どのような性格の道路で、いままでどのように構想されてきたのかという経過がわかれば、教えていただきたいと思います。</p>
都市計画課長	<p>東京都の新しい都市づくりビジョンの中で、多摩新宿線についての記載がございます。それによりますと、東京が目指す都市像の中に構想路線を今後検討する中に、委員が指摘された多摩新宿線がございます。新道路 5 力年計画の計画、平成 10 年から平成 14 年度までの 5 力年計画であり、構想路線として検討することとされております。解説には、「都心新宿線、多摩新宿線及び各都市広域幹線道路などの構想路線については、長期的な視点で土地利用や交通需要の動向を踏まえながら、国や隣接県、区市町村等と連携して、ルート、構造形式、事業主体、整備手法などの検討を進める」と記載されております。現在のところ、杉並区の方に、東京都からこの検討を行うという話は全くきておりません。</p>
委 員	<p>いまの話はわかりましたが、この多摩新宿線というのは高速道路あるいは専用道路なのでしょうか。その辺を伺いたと思います。</p>
都市計画課長	<p>広域幹線道路ということで位置づけられておりますが、これが高速道路、いわゆる自道車専用道路かどうかという点につきましても、明記されておられません。おそらく、一般の高速道路と同じ道路網の中に書かれてありますので、構想路線としては、高速道路ということで考えられているのではないかと思います。</p>
委 員	<p>いまのところ、東京都から区への照会はないということで、それはそれでわかったのですが、これは区にとっては大きな問題になる道路と思いますから、東京都に対してどのような性格の道路なのか、どのような構想の内容な</p>

発 言 者	発 言 内 容
	のかを早急に確かめていただきたいと思います。
委 員	東京都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の概要についてですが、都市環境再生ゾーンとして、主に二子玉川や荻窪と書かれてあります。この地区は地図で見ると、センターゾーンの外側がこうなっているのですが、二子玉川や荻窪は西部地域になると思いますが、東部地域が例として挙げられていないのは、何かあるのですか。
都市計画課長	資料の中に、二子玉川や荻窪をお書きしたのは、杉並区に関連しているものだけを抜粋しているということでございます。
委 員	これは杉並区が書いたわけではないですよ。
都市計画課長	これは東京都がつくったもので、都の全域にわたっておりますので、その中で、杉並区に関連する記述を抜粋したものがこれでございます。
委 員	それはわかります。確認しますが、この文章というのは抜粋して、二子玉川や荻窪は杉並区で書いているのではなく、そこにある文章を抜粋しているものと思います。地図上から見ると、例えば、江戸川区なども同じように入っているかと思うのですが、そのような文言というのも当然書かれている、交通結節点となっていると理解してよろしいのですか。
都市計画課長	杉並区は、南部環8周辺というところに二子玉川と荻窪が出ております。これ以外に、荒川・墨田川周辺、北部環8周辺、東部環7周辺、調布・保谷周辺ということで、それぞれ地域ごとに交通結節点にあたる地域が書かれております。
委 員	もう1点。7頁の5、「主要な緑地の目標確保」も抜粋されているかと思いますが、主に都立公園で、和田堀公園という東京都の公園の位置づけが、地元杉並区に住んでいる人間として、今ひとつわからないのです。和田堀公園の現在の東京都の位置づけと、先ほどあったように、いままで松ノ木一丁目地区、これについては変更案の文章は全くないのですが、その辺は隣接されていますが、和田堀公園はますますよく整備されていて、立退きなどいろいろなことが起こっていると思うのです。東京都が、和田堀公園の都市計画をしてから何十年も経っていますが、都市計画決定ということは大体いつごろ起こり得るのですか。
都市計画課長	和田堀公園についてのお尋ねですが、これは一気に整備するというのではなく、徐々に、計画的に進めているということでございます。
委 員	それはわかるのです。質問の整理ができないのですが、和田堀公園の都市計画はあるが、まだすべて決定はされていないわけだから、準備が進んでいないというのが、現状と思うのです。例えば、和田堀公園地区の計画で、大宮一丁目地区などはすべて計画に入っているのですが、その辺の東京都の動きをお聞きしたいのです。
公園緑地課長	都立和田堀公園は、区立の公園よりは大規模ということで、都市公園の中

発 言 者	発 言 内 容
	では総合公園という位置づけになっております。計画決定は昭和 32 年で、計画決定面積は全部で 54ha 余りとなっております。2002 年 4 月 1 日現在の段階で、供用が済んでいるところは、そのうち 21ha 余りで、都市計画課長がご説明いたしましたように、徐々に計画決定面積の供用に向けて、段階的に整備しているという状況でございます。
委 員	わかりました。最後に、5 番の文言も抜粋して、ゾーンの名称は忘れましたが、何とかゾーンで抜粋しているのかを確認したいことと、徐々に開発をされているということですが、それは、東京都の方から地元の住民にもきちんと説明はされているのかどうか、以上の 2 点について伺いたいと思います。
都市計画課長	委員ご指摘のように、これも関連する記述の中で、杉並区に関連のあるところを抜粋したものでございます。都立公園につきましては、東京都が事業主体ですから、変更等があれば、当然、周辺の地元住民の方にも説明しておりますし、今後とも行っていくものと聞いております。
会 長	要するに、すでに都市計画の決定はしているが、公園整備の事業は順次行っているということで、計画が決定しているという説明はされていないかもしれません。
委 員	ということは、地元の人たちは。
会 長	建築制限などは、もうかかってしまっているわけです。
委 員	かかっていないところもあるのですか。
会 長	それについてはどうなのですか。その辺の誤解は、解いた方がいいと思います。
都市計画課長	都市公園として決定されているものにつきましては、当然、建築制限がかかっております。
会 長	かかっていないところは、都市計画の都市公園としては計画決定していないところということですか。
委 員	調べてみます。
会 長	公園は事業認可の問題になりますか。
都市計画課長	都市計画が決定された後、手続き的には事業認可となります。その 2 段階で事業が進行していきますので、委員ご指摘の大宮につきましては、都市計画が決定されていても事業認可がまだされていない、具体的にどこなのかわかりませんが、おそらくそのようなところではないかと存じます。
会 長	公園事業については、少し私もよくわかっていないところがありますので、その件は、後で個人的に説明してください。他にご質問があれば、お願いいたします。
委 員	最初に、東京都の都市計画区域マスタープランと当区の都市計画マスタープランの位置づけ、関係性を教えてください。
都市計画課長	東京都が定める都市計画のマスタープランは、都道府県レベルで定めるも

発 言 者	発 言 内 容
	<p>のですから、広域的な観点からとなります。資料4にお付けした参考資料の裏面の概念図にありますように、都市計画区域マスタープラン、東京都が今回定める都市マスと、3つの方針が記載されております。それと連動して、区市町村のマスタープランというものがございます。つまり、東京都としましては、区市町村のマスタープランと連動しながら、広域的な観点から東京全体の将来像を示し、方針を示すという考え方でございます。</p>
委 員	<p>そうしますと、考え方としては、あくまでも区市町村のマスタープランが優先というか、尊重することと捉えていいのですか。</p>
都市計画課長	<p>優先するというか、この概念図にありますように、東京都のマスタープラン、都道府県レベルのものと区市町村のマスタープランが連携しながら、個別の都市計画が定まっていくということでございます。優先するというのではなく、連動しながらということでお考えいただきたいと存じます。</p>
委 員	<p>わかりました。資料の3頁ですが、「環状7号線の内側の地域では、低層及び低中層の住宅地としての環境を保全すべき地域を除き」とあり、「原則として中高層住宅として誘導」とありますが、この「環境を保全すべき地域」というのは、具体的にどの辺りを言うのですか。</p>
都市計画課長	<p>例えば、和田二丁目の蚕糸公園の周辺で、低層、低中層の住宅地がありますが、そういった部分につきましては、当然環境保全すべき地域として残すということでございます。それ以外、原則として、中高層住宅地として誘導する。これは東京都の方針で、区としましては、区の都市マスに沿って、たとえ環状7号線の内側の地域であっても、それぞれきめ細かく地域に合わせた地区ごと、ゾーン別のまちづくりの計画を持っているということで、これはあくまで東京都の都市計画の考え方でございます。</p>
委 員	<p>わかりました。以前も、このことについてお尋ねしたと思いますが、確認しておきたいと思います。それと、4頁の4番、「良好な居住実現の方針」、5番の(3)「木造住宅密集地域では、街区再編まちづくり制度」とありますが、これは具体的にはどういう制度ですか。</p>
まちづくり 推進課長	<p>密集地域におきましては、生活道路そのものがきちんとできていない。非常に道路事情も悪い。また、住宅そのものの状況も、スプロール化されたままの状態である。そういうものを事業に入れて、街区の再編を行っていくということでございます。「密集事業」と俗に言われておりますが、木造密集地域につきましては、そういう手法を用いて、まちのづくりを直していくという事業でございます。</p>
委 員	<p>議案6号ですが、新たに指定された地域の中で阿佐ヶ谷団地地区があります。これは民間の土地になっておりますが、現在のところ、建替えという動きもある中で、東京都の開発整備の方針に載ったということで、何か変化はあるのですか。</p>

発 言 者	発 言 内 容
会 長 委 員	<p>質問の趣旨をもう一回お願いします。</p> <p>いま現在のところ、居住者の方たちが建替えに向けて動きを作っておられますが、東京都の都市計画の開発整備の方針のところ、重点的に開発を進める計画に指定されたことで具体的に誘導策とか、助成といったものがあるのですか。</p>
拠点整備 担当課長	<p>これに新たにのりますと、行政的に阿佐ヶ谷住宅の建替えの必要性が、都市計画的に必要であると位置づけられると考えます。そうなりますと、具体的に行政の建替えの支援策としまして、地区計画の導入とか、建替えに向けた具体的なお金を補助する事業手法のメニューが導入しやすくなるというメリットは出てくると思います。</p> <p>具体的に、阿佐ヶ谷住宅の建替えは、行政主体ではなく、あくまでも民間の事業ですので、今後の動きにつきましては、民間の開発と行政が行う地区計画などの都市計画手法との整合性を図っていくということになると思います。</p>
会 長 委 員	<p>そっ気ないですね。都市計画、再開発の必要性があると認めているから、この事業を行うと民間は民間なりに、いろいろな共用空間に対する建替えをするときの助成を行うことができます。民と言えどもね。</p> <p>関連ですが、先ほど 委員から質問がありましたが、東京都の都市計画の方針と、区のマスタープランと違っているところがあるということで、都市計画課長から、区としてはきめ細かく行うということで、それはそれでわかるのですが、やはり都市計画法の中では、区市町村のマスタープランというのは、都市計画区域マスタープランに則してということになるわけです。ですから、あくまでそれは法律的には則してということなので、区としてきめ細かく行うということはきちんとしておくべきことと思います。もう1つは、都市再開発方針の中で、附図が付いていますが、附図はどういう拘束力を持つのですか。</p>
都市計画課長	<p>当然、方針と一体のものとしてあるわけですので、附図につきましても、拘束といたしますか、一体のものですから、その範囲で拘束されるということでございます。</p>
委 員	<p>先ほど 委員から質問がありましたが、都市計画の再開発方針及びその附図でも、再開発のきめ細かなところまですべて決めているわけです。地方分権の流れの中で、例えば、どの地区とか目標を東京都の地区計画で決めるのはよくわかることですが、こういうように、地区レベルでの土地利用の問題とか、どういう事業を使うかということは、当然、区に任せられてしかるべきではないか。もう少し地方分権を実体あるものにせよということ、区として是非主張していただきたいと思います。</p> <p>いままでとあまり変わっていないと言えば変わっていないのですが、大き</p>

発 言 者	発 言 内 容
拠点整備 担当課長	<p>な流れの中では地方分権で、できる限り区市町村に権限を与える中でなされている一連の改革ですから、そういうことが区域マスタープランでは全然感じられないと、一言申し上げたいのです。区としても、東京都に対して、区の姿勢を述べていただきたいということが2点目です。</p> <p>3点目は、阿佐谷団地の問題がありまして、会長からいろいろなサゼスションもありましたが、荻窪団地に関してはどのようにお考えですか。</p> <p>荻窪団地につきましては、その地区内にお住まいの方と周辺の方が懇談会を開き計画案をまとめて、都市基盤整備公団に1回答えを返して、公団の方で検討した案が出てきているはずでございます。</p> <p>先日、その地元には公団から説明がありまして、区には明日、公団が来られて説明してくださるという話になっております。今後、区の扱いでございますが、具体的に公団と区の打ち合わせでは、地区計画を導入して建替えをしようという考えがあり、地区計画に伴う取付け道路といいますか、公園や道路の整備を、お互いにどういう役割分担で行うか、いままで打ち合わせしておりますが、役割分担について調整がついておりませんので、いまその辺の話の山場を迎えているのですが、将来的には地区計画を導入して、基盤整備を整えながら建替えを促進していきたいというのが、区のスタンスでございます。</p>
委 員	<p>外から見ると、同じ時期に建てられた団地で、片方はこれに入っていて、片方は入っていないというので、若干のずれがあるのはよくわかりますが、その話合いが済めば、荻窪団地も、阿佐ヶ谷団地と同じような扱いになると考えてよろしいですか。</p>
拠点整備 担当課長 都市計画課長	<p>荻窪団地に関しましては、従前から入っております。阿佐ヶ谷団地を今回新たに加えたのですが、既存のまま入っております。306頁でございます。</p> <p>住宅市街地方針の中の306頁の附図のところに荻窪団地が入っております。補足させていただきますと、これらの附図も方針もそうですが、杉並区が原案を作るような形で、東京都と十分調整をしながら進めているところでございます。決して、東京都からこのようにせよと、押しつけられたものではございません。</p>
委 員 委 員	<p>わかりました。結構です。</p> <p>関連事項で、阿佐ヶ谷団地のところで、新たに加えられた中で、整備ゾーン区分が木造住宅密集市街地整備ゾーンになっているのが少し理解できないのです。和田二丁目の方も、同じく木造住宅密集市街地整備ゾーンになっていまして、同じような条件で、久我山は住宅団地再生とか、変更して住環境維持向上ゾーンになっていまして、その辺りの木造住宅密集市街地整備ゾーンの扱いが理解できない内容なのですが。</p>

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課長	<p>実は、私どもも、これを最初に見ましたときにいろいろな疑問点がありまして、東京都の考え方を確認いたしました。2頁に、住宅市街地開発整備方針の新旧対照表に位置づけが書いてございます。(2)位置づけとして、本方針は住宅マスタープランの内容(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法)に基づき、定める住宅等の供給計画及び住宅供給地域を含む、に適合するように策定するという位置づけになっております。実は、都の方では、確か平成14年であったと思いますが、住宅マスタープランを定めまして、その中でそれぞれの地区を定めまして、地区ごとに今回東京都全体の住宅マスタープランを定めまして、その中にいま委員がご指摘の木造住宅密集市街地整備ゾーン、土地利用転換誘導ゾーン、居住機能再生ゾーンとか、それぞれゾーンごとに表示をいたしました。それを見ますと、今回阿佐ヶ谷団地の部分とか、いまご指摘の部分がそういうゾーンに入っているということで、実は住宅マスタープランが前提にあって、こういう区分けになっていることがわかりました。ですから、ここは変えられないということでご理解いただきたいと存じます。</p>
委 員	<p>ここに書いてあるマスタープランのゾーンとは別に、これが何らかの事業手法とか、そういったものに今後関係してくることではないのですか。</p>
都市計画課長	<p>そういうことではございません。</p>
委 員	<p>いくつか質問をいたします。1つは、いまの杉並区のマスタープランとの関係です。実際にその関係がわかるようでわからないのですが、例えば用途地域の変更がありまして、区が東京都に原案を上げる、最終的に東京都が決めることになっているのですが、今日報告のあったマスタープランには違いがあるような気がするのですが、この場合はどちらが優位になるのですか。</p>
都市計画課長	<p>用途地域の場合は、やはり杉並区の前案を尊重しながらも、東京都の都市計画決定になりますので、優位ということではないのですが、やはり東京都の都市計画決定という意味では、都の都市計画マスタープランに沿って、用途地域につきましても、区との都市計画マスタープランとの整合を図っていくという関係になると考えております。</p>
委 員	<p>そういう意味で言えば、現実的な問題としては、用途地域の変更という面では、やはり東京都が上になるのかという危惧を感じるのです。意見としても、区のプランを尊重するようなことを是非挙げてほしいというのが1つの要求です。この中には、先ほど 委員からもあった環7の問題、放射5号線等の完成も入っているわけですし、なかなか大変という気がするので、区の自主性を尊重するようなことを是非意見として挙げていただきたい。</p>
	<p>それから、3頁で2015年における人口、市街化区域面積を示すということですが、この大まかな東京の人口をこの計画でどうしていくのか。例えば増やすという誘導策で、何人ということを決めてあるのか。杉並区は3番目</p>

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課長 委 員	<p>の都市環境再生ゾーンに入っているわけですが、この辺りの人口は、いままでと比べてどのぐらいの人数を推定しているのですか。</p> <p>確認いたしますので、しばらくお待ちください。</p>
都市計画課長	<p>つまり、杉並は3番目の都市環境再生ゾーンに入っているのですが、そういうところの人口を増やしていくのか、減らしていくのか、そういうことも大まかな計画の中で知りたかったことなのです。</p>
委 員	<p>「市街化区域及び市街化調整区域に配置される概ねの人口及び産業の規模」の記載によりますと、都市計画区域内の人口という、大まかな区分で2000年が813万5,000人、2015年が概ね814万人ということで、大体横這いと想定していると思われま。また、都市環境再生ゾーンごとの人口の推計はございません。</p> <p>もう1つ、端的に聞いておきたいことは、4頁の交通結節点などをということ、荻窪が挙がっているという説明があったのですが、荻窪が交通結節点になれば、1つはエイトライナー、もう1つは外環のインターチェンジが造られることを目途として入れたのか。地下鉄が分かれているからなのか。交通結節点に荻窪が入っているという真意は何ですか。</p>
都市計画課長	<p>委員の受け止め方と、私どもの考えは少し違うものと思われま。ここで交通結節点というのは、荻窪はご承知のように、JRと丸ノ内線、あるいは南北へのバスの発着地点になっておりますので、そういった現状を踏まえても、交通結節点の機能があるわけでございま。より交通結節点としての機能を生かすための計画的な開発という趣旨で、今回この中に載っているという考え方でございま。決して、インターチェンジとか、そういう関係はございません。</p>
委 員	<p>1つは、荻窪の結節点については、区の都市計画審議会で作成するときに議論になりまして、これは外環ではなく、エイトライナーという将来を見越して、もう1つは杉並にヘソがない。やはり中心を決めなければいけないということで、結節点について議論して入ったことと思いま。</p>
都市計画課長	<p>東京都のマスタープランと区のマスタープランに整合性がない部分があります。その場合、都とどうやって調整しているのか。かつての方法から脱却して地方分権の中で新しい関係というものを23区全体で構築していかないと、都の言いなりで、区の意見が反映しないという問題はないのか、その辺を伺っておきま。</p> <p>優位かどうかということではなく、現実はどういうように対応しているかを申し上げますと、例えば、用途地域の見直しの一連の作業の中で、杉並区は素案を作り、そして原案を作り、若干違いがございましたが、杉並区は素案をつきましては、ほぼ用途地域の見直しの中で、東京都の案にも取り入れ</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>られているという関係がございます。したがいまして、区の都市計画マスタープランに基づいて、用途地域の見直しの作業を進めてきたと思います。区の都市計画マスタープランと、東京都のマスタープランにつきましても、きめ細かく整合を図っております。ただ、委員がご指摘のように、一部、食い違いがある部分は確かにございますが、基本的にはきめ細かく整合性を図るべく、東京都と調整をしているところでございます。</p>
委 員	<p>ですから、その一部が大事なのです。我々もかなり環7の内側ということを中心として主張してきましたが、一向に改善されないということをお願いいたします。</p>
まちづくり 推進課長	<p>次に都市計画区域マスタープランで、地区計画の方は大変多様になっていきますが、本区の地区計画に対する基本的な態度、姿勢はいかがですか。</p>
まちづくり 推進課長	<p>地区計画は都市計画法に基づいて、比較的小規模な地区を対象に建物の形態や公共施設の配置など、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい形を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められた計画でございます。この制度そのものが一定の地区のルールを定めて、無秩序な市街化を防ぐなど、良好な市街地の環境を作っていくためには、非常に有効な手段とされておりますので、これからも地域の皆様と十分な話し合いのもとに、地区計画制度を活用していきたいと考えております。</p>
委 員	<p>次に、道路について伺います。環状方向の道路は最重要課題ということはおわかりですが、都心と区部周辺部の交通を考えると、やはり放射線と言われる方南、青梅街道、こういう道路の整備も大変重要ではないかと思いますが、その辺はいかがですか。</p>
建設課長	<p>今回、都市計画道路についてを今後12年間行う中で見直しております。その中でも、従来の環状方向、青梅街道、方南通り等も都市計画の変更もありませんので、重要なネットワークとして位置づけられております。今回の12年間では、青梅街道と環7の交差点から、都心側の青梅街道を200mぐらい、交通のボトルネックを解消するところも含まれておりますので、放射道路、委員からご指摘があったところも、引き続き整備を進めていくものと考えております。</p>
委 員	<p>いまの点について、区はどの辺まで主張しているのですか。あるいは、東京都と接触しているのですか。</p>
建設課長	<p>杉並区のマスタープランにおきましても、いまの道路網すべてが必要であり、今後、東京都が行う施行分と区で行う施行分を鑑みて、青梅街道、方南通り、中杉通り等を早めに行っていただきたいと、今回の中で申し入れております。</p>
委 員	<p>資料の7頁に「自然環境の整備」、最初の全体の資料の中で「東京都市計画 都市計画区域の整備開発保全の方針の概要」でわかりやすく抜粋してあ</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

りますが、いままでのご質問の中で、都市計画マスタープランとの対応のみ議論されていますが、この項目は、緑の基本計画をベースに、都が作って検討しているところになるわけです。杉並区においては、市民参加で非常に良い緑の基本計画が作られてまいりましたが、その内容とここに書いてあることを照合して問題がないかどうか。その件に関して、事務局としてどのようなお考えを持っているのか具体的に教えてください。それは「主な緑地の確保目標」ということで、具体的に公園が挙がっており、10年以内ということですが、これでいいかどうか。

もっと大事なことは、「実現のための都市計画制度適用の方針」ということで、この間議論してきた道路、河川の整備や市街地開発事業とあわせて緑地の整備、これは玉川上水のことがあるわけです。これについては、緑地の環境の質の維持に関して、非常に大きな問題がある計画案であり、この間議論を重ねてきたわけです。この部分に関しては今日報告がありますが、都市計画審議会として申入れをするわけですから、少なくとも、これに関してそのまま「はい、よろしいです」ということにはならないと思いますので、それも含めて、「杉並区緑の基本計画」と照合させて具体的にこれでよろしいのか、あるいは都に申し入れる意見があるのかどうか、その点についてお願いいたします。

公園緑地課長

いま委員からご指摘がありました具体的なお話で、区立公園、桃井中央公園、杉並南中央公園、概ね10年以内となっておりますが、これは杉並南中央公園につきましては現在造成中で、平成16年10月の開設を予定しております。桃井中央公園も、都市公団と協定を結びまして事業を進めておりますが、その基本協定の中で、平成22年度末の開設を目標に謳っておりますので、概ね10年以内に整備をする公園緑地としてイメージすることは問題ないと考えております。

緑化担当課長

緑の基本計画の中に、具体的に水と緑のネットワーク構想というのがございます。それを具体的に進めていくため、現在、緑のベルトづくりの計画を作っている状況でございます。その中で、例えば、玉川上水におきましては、東にある玉川上水関係の公園等と結んだ連続した緑のベルトづくりをすることで、一応計画の考え方としましては、杉並区の骨格となる緑のベルトづくりという位置づけをしております。

また、東京都との関係につきましては、本区が位置する都市環境再生ゾーンということでは、環状の整備等による緑の骨格の形成、あるいは河川による親水空間の緑軸の形成などが挙げられております。

こういった中で環状7号線、環状8号線の道路緑化とか、そういった緑の連続したベルトづくりをするということ、あるいは、玉川上水を軸にした緑の空間軸の提案がされておりますので、そういった意味では問題はないと考え

発言者	発言内容
委員	<p>ております。</p> <p>時間がないので、質問したことに的確に答えていただきたいと思います。それは一般論として答えていただきたいと申し上げたわけではありません。要するに、この間の議論で、4番の道路、河川の整備や市街地開発事業とあわせた緑地の整備などにより、自然環境の整備、保全を図ると東京都は書いているわけです。それに対して、この審議会で会を重ねて議論をしてきて、玉川上水に対する保護の整備が、緑地環境に非常に大きな影響を与えて問題ということ、つまり、そうしたことに對して今回意見を申し上げることで、この前、付帯意見付きで採決されたわけです。ということは、この4番に對して、私たちはこの場で言うべきことがあるわけです。そういう付帯条件でこの前、多数決で合意されたわけです。ですから、それでこのままでよろしいのですかと聞いているわけです。先日の都市計画審議会で決まったばかりですから、決まったことに對して、これでは不十分なので、きちんとそうしたことも行ってくださいということを、意見として、申し上げるべきではないでしょうか、ということに對するお答えを伺っているわけです。</p>
都市計画課長	<p>いま委員からご指摘がありましたように、「実現のための都市計画制度適用の方針」も含めて、道路の整備に併せた「水と緑の骨格づくり」という項目が、都の「整・開・保」の本文の中に記載されております。道路の整備に併せた「水と緑の骨格づくり」につきましては、広幅員の幹線道路の整備にあたっては、必要に応じ、環境施設帯や中央分離帯への植樹帯の設置などにより、豊かな街路樹と広幅員の歩道を有する快適で環境にやさしい道づくりを進め、公共空間を生かした新たな緑の骨格形成を図ると、このように明記されておりますので、私どもは問題はないと考えております。</p>
委員	<p>ただ、放射5号線につきましては、区長が別個、都知事に意見を述べますので、その際に、その中身については現在検討しているところでございます。ですから、「整・開・保」の中に書いてある記述につきましては、私どもは問題ないと考えております。</p>
委員	<p>これで問題がないかどうか、ということ都市計画審議会で話し合っているわけですから、私はこれに関しては、これだけ議論を重ねましたので、単に骨格を作るとか、そういうことでは不十分だと思います。しっかりとした質の維持も含めて、この件に関しては重要事項なので、意見を述べるべきであるというのが、私の意見です。</p>
委員	<p>先ほどの阿佐谷の団地が新しく計画に挙げられましたが、私たちは具体的なことは何にも知らないわけです。ですから、いまというわけではないのですが、少なくともここに挙げたものに対して、事態の動きがあったときには、都市計画審議会で報告をしていただきたいと要望いたします。</p>
都市計画課長	<p>今後、それぞれの開発方針等に記載されたもので、動きがありましたとき</p>

発 言 者	発 言 内 容
会 長 委 員	<p>には、随時ご報告させていただきます。</p> <p>他にご意見はございますか。</p> <p>東京都と杉並区の関係はよくわかりました。杉並区と隣接の区や市については、お互いに相談し合うことはあるのですか。</p>
都市計画課長	<p>もちろん、東京都との関係と同様に、隣接する世田谷区、中野区あるいは練馬区と都市計画の分野で、随時調整等、意見交換を含めた情報交換を行っているところでございます。</p>
委 員	<p>話が戻って大変申し訳ないのですが、それは放射5号線についてもそういう話合いがされたのですか。</p>
都市計画課長	<p>そのとおりでございます。ちなみに申し上げますと、放射5号線の関連の都市計画の変更議案につきましては、お隣の三鷹市、世田谷区では、すでに長の意見が都知事に提出されております。</p>
会 長 委 員	<p>他にはどうでしょうか。</p> <p>資料の7頁の「都市防災に関する都市計画の決定の方針」の1の基本方針の中で、「骨格防災軸等の延焼遮断帯の形成、あるいは避難場所や避難道路の確保及びその周辺の安全性の向上」については、具体的に何か、区の方ではある程度できているのですか。</p>
まちづくり 推進課長	<p>骨格防災軸延焼遮断帯の形成につきましては、現在も環7、環8、すでに事業は終わりましたが、方南通りという形で、幹線道路については延焼遮断帯になり得るように、それに面した建物の不燃化の助成等を行っております。また、現在その他の地域についても、検討しているところでございます。</p>
会 長	<p>よろしいですか。他にご意見はありますか。</p> <p>なければ、いままでの中のご意見で、どちらかという、この意見に条件を付けたいというのが、いま 委員から「緑の質の維持、向上」という意見を付けたらどうかという意見が出ていますが、他に意見はございますか。</p>
委 員	<p>内容は繰り返しません、やはり杉並区のみまちづくり基本方針、マスタープランを尊重するような意見を、私は付けていただけたらと思います。かなり整合性がなく、都が先走っているというか、乱暴なところがあると感じるのです。</p>
会 長	<p>そうすると、文言としては「マスタープランを尊重していただきたい」ということですか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
委 員	<p>先ほど 委員がご指摘いただいた文献の流れにある中で、広域的に都がマスタープランを作ることは、整備していく上では意味があることと思いますが、やはり、まちづくりは地域が決めていかなないとわからないことがたくさんありますので、区市町村のマスタープランが、一義的には最優先されるべきだろうと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
会 長 委 員	どちらが優位か、言い方は非常に難しく、それを言う制度は難しいです。どちらが優位かというよりも、例えば地区レベルの計画は、区市町村の裁量権を最大限認めよという内容でよろしいと思います。
会 長	その言い方として、委員が言われました「杉並区のマスタープランを尊重しろ」という表現が1つと思いますが、それ以外の方法でご意見があればお願いします。
委 員	私は委員の意見ももっともだと思います。具体的な再開発の計画とか、さまざまな具体の計画に関しては、本来地方分権にして、市区町村が決めるべきことと、区市町村の立場として主張していただきたいと思います。
会 長	たぶん、それは法的に言うと、東京都が素案を作っていくときに、「各市区町村の素案作成に協力をすること」と書いてあるのです。その段階では、協力はしているのです。ただ、最後の段階で、東京都が全部区の意見を聞くかということ、もう少し広域的な観点から見て聞けないところがあるという手続論なのです。しかし、私としては、そういう「マスタープランを尊重しろ」という言い方が、いまのようなことで…。参考資料でいくと、個別の都市計画については区決定ができるのですよね。
都市計画課長	区決定ができます。
会 長	こういうのは。ただ全部、区決定ではないでしょう。区決定ができるものもありますよね。
都市計画課長	都決定の部分と、区決定のものがございます。
会 長	この中には両方あるのです。ですから、その辺が、全部尊重しろというわけにはいかないところだと思います。
	だから、1つお伺いしたいのは、4案件を一括提示していますが、1案件ずつ整理をして、これは条件なしでいい、これは付けるというように付けるか、一括でそういうように付けるか、そこはどうしますか。
委 員	私の意見は主に4号についてです。
会 長	委員は4号だけではなく、前回の議案の番号ですと6号議案とか、5号議案にも触れていますから。
委 員	私も一番4号が問題と思います。ですから、ただ一括して触れてよろしいのではないですか。
会 長	それでは一括して、いわゆる案としてはこの原案に対して、「杉並区のマスタープランを十分尊重してもらいたい」という意見と、「緑の質の維持向上」と。
委 員	「道路・河川の整備や区内域開発事業と併せた緑地の整備に際しては、既存の緑地環境の質の維持と保全に十分配慮すること」というのを明示していただきたい。
会 長	まず、こういう条件を付けるかどうかということについて、採決をしてい

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

いですか。

(了 承)

1つずつ行います。要するに、「杉並区のマスタープランを十分尊重すること」を付帯意見として付けた方がいいという原案について、賛成か反対の決をとった方がいいですか。

委 員
会 長
委 員
会 長

多数決の問題とは少し違うと思いますが。

しかし、しょうがないではないですか。

特段の反対がなければ、会長が…。

会長だけに責任を持たさないでください。その件は、「杉並区のマスタープランを十分尊重すること」という意見を付けます。もう1つは、「道路・河川の整備や市街地開発事業と併せた緑地の整備については、現状の緑の質の維持、保全を十分考慮すること」についても付帯意見として付けますか。

(了 承)

会 長

それではその2つの意見を付けて、本日の議案のア、イ、ウ、エについては同意するという原案でよろしいですか。

(異議なし)

会 長

それでは、そういうことにさせていただきます。次に、報告事項に入ります。まず「杉並区交通バリアフリー基本構想について」です。

都市計画課長

時間の関係もございまして、簡潔にご報告いたします。「杉並区交通バリアフリー基本構想」につきましては、今日資料を配付させていただきました。本年1月30日付で、国土交通省に提出したものでございます。この原本を各委員の机の上に置かせていただきました。

この概要は、2番に記載がございまして。交通バリアフリー基本構想は、駅・バスターミナル・鉄道車両・バス車両等のバリアフリー化、鉄道駅などを中心とした一定の地区(重点整備地区)において、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化の重点的、一体的な推進を図ることにより、高齢者や身体障害者等の移動に際しての身体の負担を軽減し、移動の利便性や安全性、自立的な行動を支援することを目的としております。

しかし、こうした施策は、道路管理者、交通管理者、公共交通事業者など関係者が多岐にわたり、現状では、各々の取組みを一体的に推進することが困難になっています。そこで、地域の実情に応じて、駅や道路、信号機などの整備を行うため、身体障害者、高齢者の方々や関係機関と検討を重ね、駅舎のエレベーター設置や歩道の改良など、バリアフリー化のための目標や方針を定めた基本構想を策定したものでございます。この構想の中では、JR高円寺駅、地下鉄丸ノ内線新高円寺駅、東高円寺駅の3駅を含む、高円寺地区を重点整備地区に選定しております。今後、この基本構想に基づき、各事

発 言 者	発 言 内 容
	<p>業者が平成 22 年度までに、移動円滑化の事業を実施することを目標としております。報告書の中身につきましては、お手元の報告書を後でご覧いただきたいと思ひます。</p>
<p>会 長</p>	<p>これについて何かご質問はありますか。</p> <p>今日出てきたもので、少し読んで、また何かの機会に報告のコメントがあればということにさせていただきます。続いて、2の「放射5号線にかかる答申等」についてお願いします。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>同じく、参考資料としてお配りしてございます「放射5号線にかかる都市計画等について」、この資料に基づき、ご説明いたします。「1. 答申を踏まえた区の対応」についてでございます。2月17日付で、別紙のとおり、2枚目に答申文の写しが添付してございますが、答申が出されました。今後、区としましては、これを尊重し、3月15日までに東京都知事あてに意見を提出することにしております。区の意見における条件につきましては、玉川上水への近づきやすさや地域環境を踏まえた放射5号線のあり方、玉川上水の保全のための地域住民等との協働、大気汚染等環境への配慮等について、答申の趣旨を踏まえるとともに、これまでの都市計画審議会における議論や各委員の意見等を参考にして、慎重に検討してまいりたいと存じます。</p> <p>ここには書いておりませんが、山田区長からも都市計画審議会に限らず、区長あてにさまざまな要望が出されておりますので、時間は限られていますが、「要望を出された方の意見をよく聞くように」という指示がございましたので、そうした地域の住民の方の意見や答申の趣旨も踏まえて、慎重に検討いたしたいと考えております。</p> <p>「2. 代替案の可能性に関する区の調査研究」について、委員の方からご質問がございましたので、ここに簡単に概要をまとめて記載しております。アンダーラインを引いたところをご覧ください。このたびの都市計画変更案を前提に、主に道路構造面から変更案以外の代替案の可能性を調査研究してまいりました。その概要としては、3つございます。</p> <p>トンネルシールド案、主なメリット、デメリットは記載のとおりでございます。トンネルボックス案、これについても主なメリット、デメリットは記載のとおりでございます。掘割・側道設置案、主なメリット、主なデメリットは記載のとおりでございます。これら3案の評価として、トンネルシールド案については、玉川上水とトンネルの間に地盤沈下対策として補強が必要になる点。また、トンネルボックス案については、ボックス断面を拡大することで、仮設時及び設置時における設置位置が玉川上水の近傍になる点。また、掘割案については、施工中及び完成後における法面への影響が考えられる。こうした面が見受けられます。いずれの案におきましても、玉川上水、とりわけ土木遺構としてのその法面の保全を図る観点からは、懸</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

念せざるを得ないと判断しているところでございます。

2枚目に答申の写し、3枚目に「第127回杉並区都市計画審議会に関わる要望書について」の回答の写しを添付しております。これにつきましては、久我山地区にお住まいの区民有志の代表の 様から、この資料の真ん中に1、2、3、4とまとめて要旨が書いてございますが、このようなご質問やご要望をいただきましたので、これらを踏まえて、すでに事務局として回答可能なものは回答させていただいたところでございます。事務局として回答した部分が、資料としてお付けしたものでございます。記書きの下のところを読ませていただきます。

1番「杉並区都市計画審議会として、地元住民の意見を聞く機会を設けなかった理由は何か」。2番「このたびの放射5号線にかかる都市計画の変更案の採決には、技術的な欠陥がある。これについて、審議会の黒川会長や委員、区の事務局はどのような所見をお持ちか」。3番「地元住民の声を聞くことや区の意見を尊重することを賛成のための付帯条件とするようであるが、審議会の黒川会長や委員は、これらの条件の履行について、都に対し、どのようにして確約を取るのか」。4番「付帯条件の履行が満たされたときにのみ、賛成の採決が確定するものであり、審議会は、条件の履行確認の責任と義務を負うものである。もし条件の履行が果たされない場合は、審議会は、改めて審議をやり直すことが必要である」との趣旨のご要望、ご質問でございます。

この度の要望書については、黒川会長に報告するとともに、3月3日、本日の審議会で報告いたします。このため、2月中の回答を希望されていますが、しばらくお時間を頂戴しています。次に、上記2の「審議会における採決」に関する事務局としての見解ということで、この審議会の採決については、黒川会長が各委員に対して、議事の進行についてお諮りし、委員がそれを了承しているところから、委員の総意により進められたものであります。また、都市計画審議会条例第5条によれば、「審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」としているところから、このたびの審議会における採決は、欠陥はなく、適切なものと判断しております。以上のような回答をすでに2月23日付で、私の名前で 様にお送りしたものでございます。報告は以上でございます。

会 長
委 員

何かご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

2月17日付の都市計画審議会 黒川会長から区長への答申の写しを送っていただきまして、その写しがここにあるわけです。これを読みまして、前回の審議会では会長一任ということでしたが、この間、議論を尽してきた内容が、この回答では非常に十分伝わっていないと思われましたので、審議にか

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

かわった者として、責任を果たせないのではないかと思いますので、その点につきまして、意見を申し上げます。

そこに3点の付帯条件があります。いま 委員は退席されておられますが、これは、 委員が箇条書きで言われたことの、さらに短いものと思います。これを踏まえてと、私どもは理解しておりましたので、これでは何も語られていないと思います。内容がわからない。

例えば、「1. 玉川上水の保全のため」とありますが、この場では玉川上水の保全だけを言ってきたわけではありません。やはり、それを構成する緑地帯あるいは地域環境に関しても当然議論してきたわけですから、まず玉川上水の保全、このことだけでこの問題があったわけではありませんので、1番に関しては極めて短い文章ですが、不適切と思います。2番に関しては、これはもう少しどういう内容なのかといういろいろな話がありましたので、これについては、具体的に要望を書くべきと思います。3番に関してはますますわかりませんで、「区の意見を尊重すること」とありますが、この間いろいろな意見が審議会の中でも出てきましたので、区の意見とは何なのかということをもう少し丁寧に書かない限り、この審議会で何を話したかということがわからないと思います。いずれにしても、1、2、3ともに、箇条書きのこの3行で表示するのは、やはり審議会として非常に無責任ではないかというのが、私の意見です。

その下、「なお、少数意見が出されたため」と書いてありますが、これもまた大変誤解を招く表現であると思います。ご存じのとおり、採決は10対9でしたので、決して少数意見ではありません。むしろ、非常に賛否拮抗して、少数意見ではなくて、こういう意見が多かったというように正確な記述をすべきと思います。以上、それが私の意見です。

委 員

私も、 委員のご意見に賛成です。ただ、会長に一任するということでお任せしたので、そういう問題はありますが、むしろ私はこれからが大事ではないかと思います。理事者の皆さん、職員の皆さんがずっとこの都計審に立ち会ってこられて、答申自体、会長のお気持もあつたと思いますが、理事者の皆さんも一緒になって、たぶんつくられたものと思います。ある面では、杉並区という団体と都市計画審議会という答申を依頼されたこの団体間のやり取り、形式的に言えば、こういう形で、厳かな答申ということになるのでしょうか、しかしある面で言えば、まだ内部の段階と思うのです。いよいよこれから東京都に意見を区長が申し上げるわけなので、いままで出た意見とか雰囲気、是非区長意見として、東京都に上げるときには生かしていただきたい。 委員からありましたので細かいことは繰り返しません、是非それを行っていただきたい。

委 員

私も、お二方のご意見に同感です。確かに事実としてはこの3つに集約さ

発 言 者	発 言 内 容
	<p>れるのかもしれませんが、プラス、もしできるのであれば、概略というのか、議論の内容、あるいはどのようなことが少数というか、9名の委員がどのような思いを持っていたかということも、少し文章化されたものが区長に伝わるといいと思ったりもしています。「地域住民の参加・協働を保障する」ということが2番目に書かれていますが、地域住民の意見を反映させる、そういった丁寧なやり取りをしていくという書き方がなされているといいと思いました。</p>
会 長	<p>いまのような皆さんの思いが十分伝わっていないと言われましたが、私としては、答申のところでもう少し補足は事務方が区長にするとか、あるいは議事録は公開されますから、それは添付するなりということではできると思うのです。ですから、もしいまのようなご批判があるのであれば、今度からは会長一任ということにしないで、文案を作るという努力をすることと思います。その中の文案について、この審議会として責任を持つことになるのではないかと、私は思います。</p>
委 員 会 長	<p>ただ少なくともこの「少数意見」、そのところはおかしいと思います。その辺りは、私も不用意だったのかもしれませんが、多数決をやったときの多数以外の意見は、普通は少数意見というように総称されてしまうものであって、10対9だからといって、それは多数意見ではない、という意味で、ここの「少数」は使ったつもりでして、区長には「10対9という拮抗した判定でした」ということは、事務方がお伝えしていることで、今日のいまの様子、区の意見に付ける条件について云々は、たぶんそこら辺を考えていると私は思っています。</p>
委 員	<p>そうしますと、この報告事項は、非常に意見が反映されていない答申と思うわけですが、ここでのそういう意見というものは聞き置くということで、改善していただくことは不可能なわけですか。</p>
都市計画課長	<p>先ほど 委員からもご指摘がございましたが、答申を踏まえて、これから3月15日までの非常に限られた時間ではありますが、それまでの間に区長が意見をまとめることになっております。答申をこのまま右から左に都に提出するわけでは決してございません。したがって、この1枚目のペーパーにありますように、答申の趣旨を踏まえるとともに、これまでの都市計画審議会における議論、各委員の意見等を参考にして、さらに、地域住民の方から出されている要望等も十分に反映できるものは反映して、慎重に私ども事務局が検討して、その上で区長の意見として、3月15日までに東京都に提出していきたいと考えております。</p>
委 員	<p>その手続に関しては、全部理解しています。内容についても教えていただきたいと思うのですが、私がいま申し上げているのは、要するに、非常に誤解を招く、もちろん会長一任とこの場で決めたわけですから、それはそれで</p>

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課長	<p>決定であれば了解しますが、大変重要な問題で、しかも誤解を招く表現があるものに関して、区長に対するこれは公の文書ですから、口頭で 10 対 9 と 言ったとしても文書としてはこれが残るわけです。それに関して、報告事項であった場合に、誤解が残るものに関して修正をするということは、都市計画審議会のルールとしてできないのかどうかというお伺いです。</p> <p>事務局として答弁いたしますが、すでに区長においてはこの答申文を受領しておりますので、それについて訂正はございません。ただ、繰り返し申し上げますが、10 対 9 の非常に僅差であったこと、またそれぞれの委員がそれぞれのお立場でご発言された内容につきましては、私ども区の事務局から区長に逐一報告しておりますので、区長もその議論の中身については十分把握されていると考えております。</p>
委 員	<p>1 つだけ追加させてください。前回の審議会で 委員から、区でどういう代替案等に関して検討しているかというご質問があって、非常に速やかにお答えになられたわけです。私どもは全くそれを聞いたことはなかったもので、私がお願いして、区でどのようなこの間スタディー、調査研究をしてきたのかということで、参考資料を作っていたいたわけです。こういった形で資料を作っていたいたくのであれば、ここにアンダーラインで、「都市計画変更案を前提に、主に道路構造面から」と限定付きで書いてありますが、おそらく計画変更案以外の件に関して検討されたはずだと思いますので、参考資料ということで、大事なことです。計画変更案以外にも、どのようなことを検討なされたのかということに関して、資料をお作りになっていただきたいと思っております。その報告を次回でも構いませんので、お願いしたいと思います。これでは不十分と思っております。</p>
都市計画課長	<p>委員からのいまのご指摘ですが、私どもは前回の都市計画審議会で説明いたしましたように、昨年 2 月の段階で、石原都知事名で回答をいただいて、その際に代替案の可能性があるのでどうか、そのあたりから調査研究をしてきたわけで、この 3 つの案以外のことは研究しておりません。</p>
委 員	<p>いま手元に持っていませんが、区長が反対の表明をしておられるわけで、文言を正確に覚えていませんが、それは然るべき根拠があつてのことだと思いますので、その根拠になる内容に関して、おそらく作業をしておられるのではないかと判断して伺ったわけです。根拠なしで、区長が意見を申し上げるはずはないと思っております。</p>
都市計画課長	<p>補足します。この資料の中の「トンネルシールド案」がございます。山田区長はこの 3 つの案の中で、当初トンネル案が取れないのかということを中心に、私どもに、調査研究の対象としては、トンネルによる工法はできないのかということで話がありました。私どもも現場に何度か出向き、また新宿御苑等の実際のトンネルを現場で見せていただきまして、実際に取れる</p>

発 言 者	発 言 内 容
	かどうかを研究いたしました。そうした意味でも、この3つの案の中に含まれるものです。ですから、この3つの案だけということでご理解いただければと思います。
委 員	わかりました。大変時間が押していて申し訳ないのですが、慎重に回答されるということなので、それは任せざるを得ないと思うのですが、私は1点だけ付け加えます。忘れないで書いておいていただきたいことがあります。これは、都市計画公園の変更ということもこの案件に入っています。私はこの間3回ほどの審議会で繰り返し、都市計画公園案の変更に関しては、「単純な減少ではなくてきちんと資料を出すように」ということで、お願いしてまいりました。最後の前回も、要するに、たくさんある事例の中から減ったものだけ、極めて資料の出し方としては不適切な出し方をしておられたわけです。私はこの件に関しては、都市計画公園の変更、要するに高井戸公園の純減に関しては、環境施設帯で対応するというのは、公園の内容が違いますので、要するに、機能も違いますし性格も違いますので、それに関してはきちんとしたお答えをしていただきたいということを何度も何度も申し上げてまいりましたので、それに関しては十分なお答えをいただいているので、きちんとした対応が必要ではないかということ、それは私の意見ですが、ほかにそういった意見を出された方はあまりおられませんので、区長への取りまとめの際に忘れないで書き添えていただきたいと思います。
会 長	ほかにご意見がなければ、このことは報告ですが、あと、いまのお願いが、そういう意見が出たので、もしできたら区長が出す東京都への文言はどのようなことになったか、次回、報告していただければと思います。
都市計画課長	はい、いまの 委員のご意見も含めて、十分慎重に検討した上で区長意見を3月15日までに出したいと考えております。
	先ほど 様から出された要望書につきましては、黒川会長と十分協議して、 様に回答したいと考えております。私からの報告、説明は以上でございます。
会 長	私と相談すると言われると困るのです。それは審議会の会長ということで、この審議会のメンバーにご了解をいただかないといけないから、それは考え直してくれませんか。
都市計画課長	それでは事務局として、 様からいただいたご要望について見解を述べたいと存じます。要望の1点目「都市計画審議会としての地元住民の意見を聞く機会を設けなかった理由」についてですが、これは都市計画審議会の運営規則の中に「会長が必要があると認めるときには委員以外の者が出席できる」という規定は確かにございますが、地域の住民の皆様、あるいは関係団体の要望につきましては、これまで私どもで直接委員に送付されたものや事務局から提出されたもの等、すべて情報を整理いたしまして、各委員の方に

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

配付いたしました。それにつきまして、手を加えたりは一切しておりませんので、地元の住民の方や関係団体の要望等につきましては、委員の皆様方もそれを読まれて、十分理解しているのではないかと考えております。また、10月と11月の玉川上水見学の際にも、一部の住民の皆さんから直接説明を受けるなどの機会もありました。そうしたことから、私どもといたしましては、この審議会で地元住民の意見を聞く機会をあえて設けなくとも、住民の意見が十分皆さんにおわかりいただけたのではないかと考えております。

2点目の「技術的欠陥があるのではないか」というご要望がありましたが、それについてはこの資料にございますとおり欠陥はないものと、委員にそれぞれお諮りして採決されたということで、特に欠陥はなく、適切なものと判断しております。

3点目の「地元住民の声を聞くことや区の意見を尊重することを賛成のための付帯条件とするようであるが、審議会の会長や委員は、これらの履行について都に対してどのようにして確約を取るのか」という趣旨のご要望がございましたが、これは都市計画法第77条の2の規定に基づいて、私ども区から諮問した事項について、区長あてに答申をいただいたものでございます。区としましては、この答申を尊重しながら、都に対して区の責任において履行の確約を取る、あるいは履行の確約を取るかどうかは区の責任の中で判断して、区が責任を持って対応していきたいと考えておりました。こちらの都市計画審議会の役割ではないと考えております。区の仕事と考えております。

また、4点目「付帯条件の履行が満たされたときのみ賛成の採決が確定するものであり、審議会は条件の履行確認の責任と義務を負う。もし条件の履行が果たされない場合は、審議会は、あらためて審議をやり直すことが必要ではないか」という趣旨のご意見もいただきました。私どもとしては、都市計画法の趣旨に基づいて諮問に応じ、答申をいただいたものでございます。条件の履行につきましては、本来、東京都と杉並区の信頼関係に基づき確保されるものと考えておりました。都市計画審議会が出された答申を尊重しながら、この条件の履行について確認することも区の責任であり、役割であると考えております。すでに本件議案の審議は終了しており、改めて審議に付す考えはございません。

会 長 どうもありがとうございました。これで今日の審議会を終わりにしたいと思いますが、事務局からの連絡がありますので、事務局からお願いします。

都市計画課長 次回の杉並区都市計画審議会の開催につきまして、ご報告いたします。東京都が示した用途地域に係る原案の審議をお願いしたく、次回の第129回都市計画審議会を4月9日（金）午前10時から開催させていただく予定であります。日程の調整方よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局からのお願いがあります。本都市計画審議会の委員の

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

うち、学識経験者の委員の方々および区民代表の委員の方々におかれましては、任期が本年3月31日で満了となっております。このため、事務局で委員の委嘱に関しまして、現在手続を進めております。近日中に関係資料をご本人またはご推薦をいただいた団体あてに郵送させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。連絡事項は以上です。

会 長

どうもありがとうございました。次回は4月9日ということで、よろしくお願いいたします。長時間にわたりご熱心にご審議いただきましてありがとうございました。これで第128回杉並区都市計画審議会を閉会します。

【散 会】